




東大和市ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内



東大和市では東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助する制度を実施します。(待機児童等を対象とした「事業者連携型」とは異なりますので、ご注意ください)

1 制度概要

対象者	東大和市に住所を有する、以下のいずれかの保護者(対象児童も東大和市に住所を有する必要があります)。 ・保護者のリフレッシュ、学校行事、通院などにより一時的にベビーシッターによる保育を必要とする方 ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 ※保育の理由、保育認定の有無は問いません。 ※保育園や幼稚園を利用している方、育児休業中の方もご利用いただけます。
対象児童	未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)
対象期間	令和6年4月1日利用分から令和7年3月31日利用分まで
利用時間帯	24時間365日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始も対象) ※ベビーシッター事業者との契約により異なります。
利用上限時間	児童一人あたり 144時間 多胎児(ふたご・みつご等)の場合は、児童一人あたり 288時間
補助金上限額	①日中利用(午前7時～午後10時): 1時間あたり 2,500円上限 ②夜間利用(午後10時～午前7時): 1時間あたり 3,500円上限 ※実際に支払った対象利用料を超えた補助はできません。
対象利用料	ベビーシッター 保育サービスの利用料のみ が対象です。 ・入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費は 対象外 です。 ・クーポン・ポイント利用で割引された料金、保育以外のサービス提供(家事援助・教育等)の料金は対象外です。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の認定事業者 ※詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください。 
保育基準	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること ※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹を、保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが一人であっても補助の対象になります。
留意事項	①本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点(厚生労働省ホームページ)」をご確認ください。 ②ベビーシッターの利用申込や契約については、利用者ご自身で直接行ってください。

2 利用の流れ

(1) 事前登録
・市（保育課）へ事前登録申込書を提出してください。
(2) 東京都の認定する事業者と契約（利用者⇔事業者）
東京都の認定事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。 その際「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。
(3) ベビーシッターの利用・支払い
・事業者から要件証明書の交付を受けてください。 発行日が利用日以前 であることをご確認ください。 ・ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。 ・事業者から領収書と利用明細書の交付を受けてください。
(4) 補助金の申請・請求
・申請・請求書類を揃え、受付締切日までに市（保育課）に提出してください。 【提出書類】 ① 補助金交付申請書（利用対象児童ごとに作成） ② 補助金交付請求書 ③ 口座登録依頼書（初めて請求する方、2回目以降で口座を変更する方のみ） ④ 利用内訳表（利用対象児童ごとに作成） ⑤ 領収書 ⑥ 利用明細書（利用児童名、シッター名、利用日時、料金の内訳がわかるもの） ⑦ ベビーシッター要件証明書（利用したシッターごとに提出） ⑧ 【該当者のみ】 クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたことが分かる書類 ※⑥、⑧は、⑤で確認できる場合省略可能
(5) 補助金の交付
・審査後、補助金を指定された口座に振り込みます。



※事前登録申込書、補助金交付申請書等は、市のホームページに掲載しております。

3 交付スケジュール

利用月	請求書類提出期限	補助金の支払時期（目安）
4月～6月	7月31日	8月～9月
7月～9月	10月31日	11月～12月
10月～12月	1月31日	2月～3月
1月～3月	4月11日	5月

※提出期限に間に合わない場合は、次回分と合わせての申請も可能です。

※令和6年度の利用分については、**令和7年4月11日が最終期限**です。期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付はできませんのでご注意ください。

4 提出及び問合せ先

東大和市子ども未来部保育課 1階6番窓口

電話 042-563-2111 内線1756、1757

